

社会教育主事の職務と期待される役割

- 社会教育主事は、**社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている(※)専門的教育職員**であり、地域の**社会教育事業の企画・実施**及び**専門的な助言と指導**を通し、**地域住民の学習活動の支援**を行う。
- そのほか、**地域の学習課題やニーズの把握・分析、地域の社会教育計画の立案やそれに基づいた学習プログラムの立案、地域人材の育成、地域人材の把握、学校教育と社会教育との連携の推進、相談**など、その職務は多岐にわたっている。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

※町村の社会教育主事の設置に関しては、社会教育法施行令等の一部を改正する政令（昭和34年政令第157号）附則第2項に経過規定が置かれており、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和34年法律第158号）の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村で、人口1万未満の町村にあっては、当分の間、社会教育主事を置かないことができることとされている。

期待される役割

- 「**地域全体の学びのオーガナイザー**」(※)として、**学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担うこと。**
- 社会教育関係者への専門的技術的な助言指導や、地域の社会教育に関する計画・事業・研修等の企画・立案・実施とともに、**地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化**する役割を担うことが今後ますます重要となる。

(参考) 「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について」
(令和6年6月 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会最終まとめ)

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐ**コーディネート能力**
- 人々の納得を引き出す**プレゼンテーション能力**
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す**ファシリテーション能力**

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」

(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行